

# 宇和島福祉協会 役員等報酬規程

社会福祉法人 宇和島福祉協会

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人宇和島福祉協会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等並びに費用について定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者で理事会で常勤者と決議した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等及び出張旅費とは明確に区分されるものとする。
- (6) 出張旅費とは、法人の業務のため出張する場合に支払われる費用をいう。報酬等及び費用とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (2) 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定(以下「給与規定」という。)に準ずる。

## (報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 交通費については、別表2に定める額

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- (1) 当月分を翌月10日に支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 当法人は、役員等が理事長の命を受けてその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月12日より施行する。